

●香川県告示第67号

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第26条第1項の規定により、令和2年度の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第45条の2第1項及び第3項から第5項までの規定による個人の県民税の申告並びに法第72条の55第1項及び第2項の規定による個人の事業税の申告に関する期限を令和2年4月16日まで延長する。

令和2年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造